

新潟市教育委員会 令和7年5月 定例会会議録				
日 時	令和7年5月19日(月) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義			
出席委員 (8名)	中津川 英 子	出席委員	渡 部 雄一郎	
	畠 山 典 子		高 橋 誠 一	
	石 坂 学		和 田 有 子	
	神 林 むつみ	欠席委員		
	小 見 直 樹			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (7名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 総 務 課 長	加 藤 陽 子		
	学 務 課 長	日 根 裕 子		
	学 校 人 事 課 長	山 本 郁 雄		
	教 育 職 員 課 長	村 山 安 幸		
	学 校 支 援 課 長	内 藤 浩 悟		
	教 育 総 務 課 補 佐	相 崎 敦 子		
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (3 件)	議案第 7 号	令和 7 年 6 月議会定例会の議案について
	議案第 8 号	教職員の人事措置について
	議案第 9 号	教職員の人事措置について
報告 (5 件)	令和 8 年度使用教科用図書に関する資料の作成について(諮問)	
	令和 6 年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握(調査)」の概要について	
	令和 8 年度新潟市立学校管理職選考検査について	
	新潟市教科用図書審議委員の委嘱について	
	令和 7 年 5 月議会臨時会の議案について	

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

これより 5 月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することといたします。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に神林委員及び小見委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

はじめに、議案第 7 号 令和 7 年 6 月議会定例会の議案については、公表前であることから、次の、議案第 8 号、9 号 教職員の人事措置については、人事案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

第3 報告

○教育長

次に、日程第 3 報告に入ります。

はじめに、令和 8 年度使用教科用図書に関する資料の作成について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

よろしくお願いいたします。6 月 6 日に教科用図書審議委員会が行われます。その際に、教育長から教科用図書審議委員長へ諮問する内容についてご説明いたします。

報告 1 ページをご覧ください。諮問事項については、令和 8 年度使用教科用図書に関する資料の作成の諮問についてです。

2 の諮問理由は、令和 8 年度使用教科書の採択について、特別支援学校・学級用一般図書採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問するものです。

教科用図書の採択基準について説明します。下記に基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

なお、新潟市教科用図書審議委員会設置要綱は、報告 2、3 ページに記載しています。以上が、教科用図書審議委員会において、教育長から教科用図書審議委員長へ諮問いただく内容でございます。以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいで

しょうか。よろしければ次に進みます。

次に、令和6年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握(調査)」の概要について、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

よろしくお願いいたします。学校人事課です。報告4ページをご覧ください。令和6年度「体罰及び不適切な言動にかかる実態把握(調査)」の結果について報告します。

体罰調査は、平成24年度に文部科学省が全国を対象に実施したもので、文部科学省による調査はこの1年限りでしたが、翌年から体罰等の未然防止の観点から、市独自で調査を継続して行っており、今回が13回目の調査となります。

1 実態把握の結果をご覧ください。教育委員会が懲戒処分として対処したのは、体罰案件が1件でした。訓戒として対処したのは、不適切な言動案件が1件でした。括弧で示した数値は、前年度令和5年度の結果です。

2 調査対象者は、市立学校の児童生徒、保護者及び教職員全員です。

3 調査期間は令和6年度の1年間です。

4 調査内容は、「体罰」と「不適切な言動」について、「受けた」「見た」「行った」ことがあるかどうかを調査したものです。「体罰」は、児童生徒に対して肉体的苦痛を伴う行為の強制。「不適切な言動」は、精神的な苦痛を感じさせる行為として調査いたしました。不適切な言動として、相談したにも関わらず、対応してもらえなかったこともこれに該当します。

5 事実関係の把握と該当性の判断については、体罰等を「受けた」「見た」「行った」と記載され、学校が体罰等の可能性があるとして報告した事案も、教育委員会が管理職から聞き取り調査を行い、事実関係を把握した上で判断いたしました。

6 未然防止に向けた今後の取組についてです。令和6年度は、懲戒処分があり、あってはならない事案であると重く受け止めております。今後、研修資料等を活用し、「体罰」や「不適切な言動」が起きた背景や要因を考えたり、未然防止に向けた具体的な対策を、教職員同士が検討したりする場を作るように校長に指導してまいります。そして、教職員が事案を自分事として捉え、自身の人権意識を高め、体罰等を許さない、見逃さないという決意を改めて促してまいります。

教育委員会としても、校長への指導はもとより、各学校園への訪問を通して、研修の実施状況や教職員の捉えを確認してまいります。説明は以上でございます。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○畠山委員

今の説明の中で、平成24年に文科省で始めたその後は市独自で実施しているということで、昨年も申し上げましたけれども、とても大事なことで、実態把握に伴う研修や指導を行えますので、引き続き行っていただきたいと思います。子どもたちがより安心して学校生活を送れるように、職員にとっても気持ちよく活動できる環境を整えていただきたいと思います。

その中で、6 の未然防止に向けた今後の取組についてということで、下から 2 行目の、再認識できる研修を実施ということで、今ほど研修資料を作成したり、職員同士の話し合いで研修を実施するというお話がありましたけれども、ここが肝心なところで、形だけのものにならないで、職員皆さん 1 人 1 人が認識できるような、そういう取組をしっかりと指導していただきたいと思います。

○学校人事課長

分かりました。

○教育長

他にいかがでしょうか。

○中津川委員

今の補足質問なのですけれども、再認識できるような研修、具体的に何か決まっているものがありますか。今までもアンガーマネジメントのような取組を行っていたと聞いていますが、それ以外とかその徹底というところで、各学校園に対してどのような形で進められますでしょうか。

○学校人事課長

これまでこちらで作成してきた研修資料等も含めて、改めて研修を促していくのと、普段どんな言葉を使っているのか、そういったところも振り返られるようなチェックのリストですとか、そういったものも今後検討していく必要があると思っています。

○中津川委員

ありがとうございます。もう 1 点なのですが、調査の仕方の確認なのですけれども、これは 1 年に 1 度、年度末に学校で 1 回だけするような内容ということですか。

○学校人事課長

はい、このアンケートについては、年度末いつも決まった期間に調査をするということになっています。

○中津川委員

そうすると、その年度を振り返って調査票に書くようなことになりますけれども、その他にもちょっとこういうことがあったというのは、相談等があったらその都度対応していただけるということにももちろんなっているわけですね。

○学校人事課長

はい、当然学校はそういったところを日々確認しておりますし、そういった案件があればこちらの方で対応していくということはこれまでもしてきたところです。

○中津川委員

分かりました。ありがとうございます。

○教育長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ次へまいります。

○学校人事課長

この調査結果につきましては、本日報道関係者の方へ公表させていただきます。

○教育長

令和 8 年度新潟市立学校管理職選考検査について、こちらも学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

学校人事課です。本日配付いたしました資料はお手元にございますでしょうか。よろしくお願いいたします。令和 8 年度新潟市立学校管理職選考検査について報告いたします。

まず、校長選考についてですが、令和 8 年度は、採用予定数は昨年度と同様の 35 人程度です。今年度末の校長退職者は 30 名程度と見込んでいます。

受検資格は、①教頭として 3 年以上の勤務経験があり、②58 歳以下の人としています。

日程については、後ほどまとめて説明いたします。

次に、教頭等選考ですが、採用予定数は昨年度採用数と同じ 40 人程度です。校長採用予定者 35 人に、教頭退職者 4 人を合わせた数程度が見込み数となります。

受検資格は、①現に新潟市立学校に勤務している人、②年齢が 39 歳以上、主幹教諭については 37 歳以上になります。③中堅教諭等資質向上研修(12 年経験者研修を含む)を終了した人です。④ については、アからクのいずれかに該当する人を受検資格としています。これらは昨年度と同様です。

最後に日程についてですが、5 月 15 日に各学校園宛通知を発出したところですが、第 1 次選考検査日は 8 月 2 日、土曜日を予定しています。その後は、10 月中旬に第 2 次校長選考の面接検査、11 月上旬に第 2 次教頭等選考の面接検査を実施します。結果通知につきましては、3 月上旬となります。説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○高橋委員

お願いします。教頭の選考について、校長先生の年齢分かるのですけれども、教頭の年齢の基準 39 歳、主幹教諭 37 歳、この基準を教えてくださいませんか。

○学校人事課長

先ほどお話ししました、中堅等教諭の研修がありまして、それが 15 年研修。大学卒業が 22 歳だとして、そこから 15 年経つと 37 歳。そこから主幹教諭が受検できるという形になります。

○高橋委員

その 15 年というのも決まっているもので、それが例えば優秀な人間であっても、その 15 年の研修を終えないとなれないということですか。

○学校人事課長

はい、そういう風に受検資格があります。

○高橋委員

それは文科省の決まりですか。

○学校人事課長

文科省というよりも各都道府県、政令指定都市の基準となっています。

○高橋委員

例えば大学もそうですけど、飛び石で優秀な若い人材があったとしても、その研修と年齢を超えないとなれないという今の基準があるということですね。

○学校人事課長

今の基準はそうになっています。

○高橋委員

分かりました。

○教育長

ほかによろしいでしょうか。よろしければ次に進みます。

次の、新潟市教科用図書審議委員の委嘱については、個人情報を含む案件であることから、さらに次の、令和 7 年 5 月議会臨時会の議案については、公表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

続きまして、日程第 4 次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

第 4 次回日程

○教育総務課長

6 月につきましては、6 月 27 日(金)、時間は午後 3 時 30 分からを予定しています。よろしくお願いいたします。

第5 公開終了

○教育長 以上で、公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍
聴人・報道はご退席ください。

第6 定例会(非公開) 付議事件

第7 定例会(非公開) 報告

第8 閉会

○教育長 これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

神林むつみ

署名委員

小見直樹